

諮問実施機関：滋賀県知事（健康医療福祉部健康寿命推進課）

諮問 日：平成30年6月8日（諮問第149号）

答申 日：令和元年8月28日（答申（情）第5号）

内 容：「優生保護審査会の審議録および提出文書等」の公文書一部公開決定に対する審査請求

答 申

第1 審議会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）は、非公開とした部分のうち、別表1に掲げる部分を公開すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書公開請求

平成29年12月5日、審査請求人は、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、次の公文書の公開を求める公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（請求する公文書の名称または内容）

優生保護審査会の審議録や審査会に提出された文書（申請書、検診録など）一式。優生保護法第4条に基づく手術にかかる国費請求のための会計資料など一式。手術実態が分かる優生手術台帳のようなもの。

2 決定期間の延長

平成29年12月8日、実施機関は、条例第11条第2項の規定に基づき、本件公開請求に係る決定期間を延長した。

3 実施機関の決定

平成30年1月11日、実施機関は、本件公開請求に対して、別表2の「公文書の名称・内容」欄記載の文書を対象公文書として特定し、同表「非公開部分」欄記載の情報を同表「非公開理由」欄記載の理由により非公開とした上で、条例第10条第1項の規定に基づき、公文書一部公開決定（以下「初回処分」という。）を行った。

4 実施機関の追加決定

実施機関は、初回処分後に確認作業を行い、平成 30 年 4 月 25 日、本件公開請求に対して、別表 3 の「公文書の名称・内容」欄記載の文書を追加的に対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）として特定し、同表「非公開部分」欄記載の情報を同表「非公開理由」欄記載の理由により非公開とした上で、条例第 10 条第 1 項の規定に基づき、公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

5 審査請求

平成 30 年 5 月 16 日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書、反論書および意見陳述等で述べている内容は、次のように要約される。

1 審査請求の趣旨

本件処分の取り消しを求める。

2 審査請求の理由

旧優生保護法（昭和 23 年法律第 156 号）に基づいて障害者らが本人の同意なく強制不妊手術を受けさせられていたことが社会問題化するなか、滋賀県が保存期間切れを理由に公文書の大半を廃棄してしまったため、県内での実態把握や当時の社会認識を知ることは極めて難しくなっている。

こうしたなか、断種の適否を決めた滋賀県優生保護審査会の現存する公文書は、極めて重要な記録であり、県民の共有財産である。そのため、非公開とする範囲は必要最小限に止めるべきであり、審査会で手術の適否が審査された手術対象者と保護義務者の氏名、住所、生年月日については、プライバシー保護のために非公開とすることは理解できるが、それ以外の項目は県が県民に説明責任を負うべき内容で、当然公開すべきである。

また、国民一人一人が障害者差別を正当化した誤った政策と向き合う時期にきているにも関わらず、滋賀県は運用実態の検証に乗り出そうとしない。こうした中で、滋賀県で行われた実態を県民が一層把握することは「公益」であるから、手術対象者と保護義務者の氏名、住所、生年月日以外に、条例の非公開情報に該当するものがある場合においても、それらの情報について条例第 8 条に基づき公開すべきである。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書、弁明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

1 実施機関の決定について

実施機関が行った決定は、妥当である。

2 本件対象公文書について

本件対象公文書は、初回処分後の確認作業により見つかった優生手術交付金関係の文書であり、具体的には優生手術交付金の個別明細書や診療報酬請求明細書、請求書などである。その他にも、事前に手術対象者を調査するために作成されたと思われる予備調査に関する文書や、優生手術の申請書、健康診断書、承諾書、概要の調査に関する書類、関連する起案文書等がある。

3 非公開理由について

(1) 滋賀県優生保護審査会委員に係る部分

同審査会の審査委員の氏名については、条例第6条第1号に規定する「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当する情報であり非公開とした。

一方で、条例第6条第1号ただし書アにおいて、「法令もしくは条例の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報」については公開することとされており、滋賀県職員の氏名は、慣行として公にされている情報であることから公開としたが、審査委員であっても相当期間以前の元職については、これに該当しないと判断し、非公開とした。

また、職名については、同条同号ただし書ウにおいて、「当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員および職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員および職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人の役員および職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および当該職務遂行の内容に係る部分」については、公開することとされており、「滋賀県厚生部長」および「大津地方検察庁次席検事」はこれに該当すると判断したが、その他はこれに該当しないと判断して非公開とした。

(2) 手術対象者に係る部分

手術対象者にかかる部分について条例第6条第1号の「特定の個人を識別することがで

きるもの」に該当するものは非公開としており、また、本件対象公文書には病歴など病院のカルテと同様の情報が含まれていることから、それらの情報については、同条同号の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する情報であるとして非公開とした。

(3) 医師に係る部分

医師の氏名については、医師自身の個人情報であるとともに、手術対象者の個人情報でもあることから、条例第6条第1号に該当する情報であるとして非公開とした。

第5 審議会の判断理由

1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うとの認識のもと、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人、法人等の正当な権利や利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審議会は、以上のことを踏まえた上で、以下のとおり判断する。

2 本件対象公文書について

本件審査請求に係る対象公文書は、別表3のとおりであり、これらの文書には、審査会委員の職氏名や手術対象者とその親族の氏名、住所、続柄、職業、生活状況、また、手術対象者の病歴や病状、申請医師や手術を行うこととされた指定医師に関する情報などが記載されていることが認められる。

実施機関は、これらの情報について条例第6条第1号を理由に対象公文書の一部を非公開としているが、審査請求人は、これを不服として非公開部分の公開を求めていることから、以下、当該部分の非公開情報該当性について検討する。

3 非公開情報該当性について

(1) 関連規定について

ア 条例第6条第1号について

条例第6条第1号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報とするものである。

ただし、個人を識別することができる情報であっても、一般に公にされている情報については非公開情報として保護する必要がないことから、本号ただし書アにおいては、法令もしくは条例の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報は、非公開情報から除外することとしている。また、県の諸活動を県民等に説明する責務を全うするため、本号ただし書ウにおいては、公務員等の職および職務遂行の内容に係る部分については、非公開情報から除外することとしている。

イ 条例第6条第2号アについて

条例第6条第2号アは、法人等に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを非公開情報とするものである。

そして、ここでいう「おそれ」があるかどうかの判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性を要するものと解される。

ウ 条例第8条について

条例第8条は、実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報（第6条第4号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開できるとするものである。

これは、実施機関の高度な行政的判断により、非公開情報の規定により保護される利益と当該情報を公にすることの公益上の必要性とを比較衡量し、後者がなお優越すると認める場合には、当該公文書を公開することができるものであるが、その公益性の判断に当たっては、個々の非公開情報の規定による保護利益の性質および内容を十分考慮し、これを不当に侵害することがないようにしなければならないとされており、とりわけ、個人に関する情報については慎重な配慮が求められている。

(2) 本件における非公開部分の条例第6条第1号の適用について

ア 条例第6条第1号前段に係る部分

同条同号前段で規定する「他の情報」とは、原則として、公知の情報、図書館等公共施設で一般に入手可能な情報など一般人が通常入手し得る情報等であると解される。

しかしながら、個人のプライバシーに密接に関わる事案の場合など、一般人を基準に判断しては、個人の権利利益が十分保護されないことがあり、こうした場合につい

ては、当該個人情報の性質や内容等に応じて、当該個人の関係者であれば入手可能であると考えられる情報についても「他の情報」に含めるものと解するのが相当である。

本件対象公文書は、2で述べたとおり、特定の者が手術対象者となったという事実にとまらず、手術対象者やその親族の生活状況や病歴、病状にまで及ぶような極めてプライバシー性の高い情報が多数記載されている。こうした情報の内容を考慮すれば、手術対象者やその親族の居住地の近隣住民や職場関係者といった特定の者であれば、これらの者を識別することができるという場合においても、手術対象者やその親族の権利利益を害することがないよう特段の配慮を要すべきものであると言える。

イ 条例第6条第1号後段に係る部分

同条同号後段の適用については、当該規定は「個人が特定できない情報であっても、公開することで個人の正当な利益を害するおそれがある情報」を非公開とするものであり、一般的には、例えばカルテに記載されている病名、病歴、処置の状況等の情報はこの種類の情報に該当するとされている。ところで、この「正当な利益」とは、本件についてみれば、プライバシーとして法的に保護される利益であると解されるどころ、プライバシーは、県民の知る権利や社会の関心等の公益と対抗関係にあるものであって、その内容は対抗する公益との比較衡量において法的に保護される範囲が決められるべきものであると解するのが相当である。このことを前提とすれば、現在、旧優生保護法に基づく人権侵害の疑いに関する社会的関心が非常に大きく、事実解明が待たれている、あるいは「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号）」が制定されたという状況のもとでは、プライバシーとして法的な保護に値する範囲は一般的な場合と比べて相当程度に縮小することとなるというべく、カルテに記載されている病名、病歴、処置の状況等の情報であるというだけの理由で、個人の権利利益を害するおそれがあるということとはできないと判断した。

(3) 非公開情報該当性について

ア 滋賀県優生保護審査会委員に関する情報

当審議会が本件対象公文書を見分したところ、滋賀県優生保護審査会の委員の氏名、職名、住所、電話番号および印影といった情報が非公開とされていることが認められる。

実施機関は、第4-3(1)のとおり、氏名および職名について、条例第6条第1号ただし書アまたはウの規定に基づき公開される一部の委員を除き非公開としている。しかしながら、国が中央優生保護審査会委員名簿について、その住所を除き、氏名および職名を公表しているように、現在においては、行政機関に設置される附属機関の委員の氏名および職名は慣行として公にされている情報であると考えられることから、当該部分については、条例第6条第1号ただし書アに該当するものであると認められ、公開とすることが妥当である。

一方で、住所、電話番号および印影については、条例第6条第1号前段の個人に関する

る情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するものであると認められ、非公開とすることが妥当である。ただし、住所および電話番号については、その一部において、明らかに審査会委員の所属する組織のものであると認められるものがあり、その部分については同条同号に該当するものとは認められず、公開とすることが妥当である。

イ 手術対象者およびその親族に関する情報

当審議会が対象公文書を見分したところ、手術対象者およびその親族について、氏名、本籍地、住所、居所、印影、年齢、続柄、生年月日、職業、生活状況、発病後の経過、病状、遺伝関係等といった情報が非公開とされていることが認められる。

実施機関は、第4-3(2)のとおり、条例第6条第1号前段または同号後段の規定に基づき、これらの情報を非公開としている。そのうち、氏名、本籍地、住所、居所および印影については、条例第6条第1号前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するものであると認められ、非公開とすることが妥当である。

一方で、年齢および続柄については、特定の個人を識別することはできないと考えられるため、条例第6条第1号前段に該当するものとは言えず、また、同号後段に該当するような情報でもないことから公開とすることが妥当である。

次に、生年月日については、第5-3(2)アで述べたとおり、近隣住民等の特定の者であれば知り得る情報と照合することで、特定の個人を識別することが可能となり得ることから、生年月日の情報のうち特定の個人を識別することができない「生年」の部分に限り公開することが妥当である。

そして、職業、生活状況、発病後の経過、病状、遺伝関係等といったその余の情報については、第5-3(2)アで述べたとおり、条例第6条第1号前段該当性を検討したところ、特定の個人を識別することができない部分が存在し、当該部分について、第5-3(2)イで述べたとおり、条例第6条第1号後段該当性を検討したところ、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められなかった。したがって、別表1のとおり公開することが妥当である。

ウ 申請医師に関する情報

当審議会が対象公文書を見分したところ、旧優生保護法第4条または第12条に基づき、滋賀県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請した医師（以下「申請医師」という。）について、氏名および印影といった情報が非公開とされていることが認められる。

現在、医療法（昭和23年法律第205号）第14条の2第1項では、診療に従事する医師の氏名は当該病院または診療所内に見やすいように掲示しなければならないこととされているが、申請医師の氏名という個人情報、同項が掲示を義務付けている単なる特

定の医師の氏名という個人情報だけではなく、特定の医師が「優生手術を行うことの適否に関する審査を申請した」という個人情報を含んでいる。申請医師による申請は後述の指定医師による優生手術の端緒となるものではあるけれども、公権力の行使に類比すべき優生手術そのものではない。したがって、条例第6条第1号ただし書アの情報には該当せず、条例第6条第1号前段に該当するものと認められるので、非公開とすることが妥当である。

エ 指定医師に関する情報

当審議会が対象公文書を見分したところ、旧優生保護法第5条第2項に基づき、滋賀県優生保護審査会が優生手術を行うべき者として指定する医師（以下「指定医師」という。）についての氏名の情報を非公開としていることが認められる。

ウと同様に、指定医師の氏名についても、通常の医師の氏名の公開および非公開の検討とは別の検討を要する。ここで、旧優生保護法第10条によれば、「優生手術を行うことが適当である旨の決定に異議がないとき又はその決定若しくはこれに関する判決が確定したときは、第5条第2項の医師が優生手術を行う。」とされており、滋賀県優生保護審査会に指定された指定医師には、この規定に基づき、生殖を不能にする手術を行う権限が付与されることとなる。この権限は、人の身体への医的侵襲を正当化するものであり、しかも正当化される医的侵襲の内容は、生殖を不能にするという身体への不可逆的な重大な侵襲であって、その権利侵害の程度は、公務員が行う一般的な公権力の行使と比較しても甚だしいものがあるといわざるをえない。

ところで、公務員の氏名は一般に慣行として公にされている情報であり、本県についても同様であることから、条例第6条第1号ただし書アにより公開することが妥当であるが、とりわけ公務員が公権力の行使として事実上の行為により実力行使を行う場合については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第4条や警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第6条が当該公務員に証票の携帯、呈示を義務付けるように、実力行使を行う公務員の氏名を公にすることが、日本国憲法第31条に規定される適正手続の保障の趣旨からも要請されるものと考えられる。そうすると、行政代執行法第4条や警察官職務執行法第6条の場合以上に権利侵害の程度が甚だしいともいえる旧優生保護法第5条第2項の指定行為を行う指定医師については、公権力の行使を行う公務員と同じく、その氏名が公開されることも是認され得ると考えられる。それゆえ指定医師の氏名については、慣行として公にされている情報であると解し、条例第6条第1号ただし書アにより公開することが妥当である。

オ 申請医師および指定医師が所属する医療機関に関する情報

当審議会が対象公文書を見分したところ、ウおよびエで述べた申請医師および指定医師の所属していた医療機関について、名称、所在地、代表者氏名および印影といった情報が非公開とされていることが認められる。

これらの情報について、実施機関は手術対象者に関する個人情報として条例第6条第1号に該当すると主張しているところ、その点についての判断はイにおいて行ったとおりである。しかしながら、これら医療機関に関する情報については、条例第6条第2号アの該当性についても検討を行う必要があることから、以下、この点について検討を行う。

これらの情報は、申請医師および指定医師が所属していた医療機関であることを示す情報であるが、旧優生保護法に基づく優生手術については、現在の価値判断からすると、人権侵害行為であったという評価もなされており、当該医療機関の社会的評価への影響が全くないとは言い切れない。しかしながら、条例第6条第2号アの正当な利益の判断に当たっては、県民の知る権利や社会の関心等の公益との比較衡量において法的保護に値する利益であるかを判断すべきである。そうすると、現在、旧優生保護法に関する社会的関心が非常に大きく、事実解明が待たれているという状況にあること、優生手術が行われた当時は当該手術は法律に基づき行われていたことからしても、当該医療機関の正当な利益を害するおそれがあるとまではいえず、条例第6条第2号アに該当するものとは認められない。したがって、公開とすることが妥当である。

ただし、印影については当該医療機関の内部管理に関する情報であり、公にすることで当該医療機関の適切な事業運営が損なわれると考えられるため、その点において条例第6条第2号アに該当するものと認められ、公立医療機関のものを除き、非公開とすることが妥当である。

なお、代表者氏名については、通常、法人登記の登記事項となり、公にされている情報であるから、条例第6条第1号ただし書アに該当するものと認められ、公開とすることが妥当である。

(4) 条例第8条について

第3-2のとおり、審査請求人は手術対象者と保護義務者の氏名、住所および生年月日以外に、条例の非公開情報に該当するものがある場合においても、それらの情報について同条に基づき公開すべきであるとしている。

同条の規定は、条例第6条各号（第6条第4号に該当する情報を除く。）の非公開情報に該当する情報であっても、公益上特に必要があると認めるときは当該情報を公開できるとするものである。当審議会では条例第6条各号の非公開情報該当性の有無を検討するにあたり、非公開部分が個人の権利利益の保護のため必要な最小限度のものとなるよう、本件処分において非公開とされた個々の情報について公開すべき公益上の必要性と非公開とすべき個人の権利利益の保護の必要性を比較衡量した上で、(1)から(3)までのとおり判断したところである。そうすると、本件情報公開請求に公益性があるとの審査請求人の主張は首肯し得る面があるものの、先に公益上の必要性をも考慮した上で条例第6条各号の非公開情報に該当するものとした個々の情報につき、条例第8条に基づきなお公開とすべき公益

上特別の必要があるかを検討したところ、そのような特別の必要は見当たらなかった。それゆえ条例第6条各号の非公開情報に該当せず公開が妥当とした情報に加えて、さらに条例第8条に基づき公開すべきと考えられる情報は無いといえる。

4 付言

本件処分においては、公開、非公開の判断に整合性のないものが見受けられたところである。また、本件処分に係る決定通知書の「公文書の公開をしない部分」に記載されているが実際には公開とされているものや、実際の対象公文書には存在しない情報を同部分に記載しているなど、実施機関がどの情報を非公開と考えているのかについて判然としないものとなっている。

実施機関においては、条例における非公開情報の判断を適切かつ慎重に行うとともに、条例第10条第3項に基づく理由付記について、非公開部分を正しく記載し、請求者に対してどの部分が非公開とされているのか適切に示すよう徹底されたい。

5 結論

よって、「第1 審議会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審議会（審査会）の経過

当審議会（審査会）は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成 30 年 6 月 8 日	・実施機関から諮問を受けた。
平成 30 年 7 月 25 日	・実施機関から審査請求人の反論書の提出を受けた。
平成 30 年 11 月 19 日 (第 274 回審査会)	・審査会事務局から事案の説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成 30 年 12 月 17 日 (第 275 回審査会)	・実施機関から公文書一部公開決定について口頭説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成 31 年 1 月 22 日 (第 276 回審査会)	・審査請求人から意見を聴取した。 ・事案の審議を行った。
平成 31 年 2 月 19 日 (第 277 回審査会)	・事案の審議を行った。
平成 31 年 3 月 27 日 (第 278 回審査会)	・事案の審議を行った。

平成 31 年 4 月 26 日 (第 1 回特別分科会)	・ 事案の審議を行った。
令和元年 6 月 24 日 (第 2 回特別分科会)	・ 答申案の審議を行った。

別表 1

別添のとおり

別表 2

公開請求の内容	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由
優生保護審査会の審議録や審査会に提出された文書（申請書、検診録など）一式。優生保護法第4条に基づく手術にかかる国費請求のための会計資料など一式。手術実態が分かる優生手術台帳のようなもの。	優生保護審査会の審議録や審査会の提出文書	該当者の本籍地、住所、現住所、氏名、生年月日、発病後の経過、遺伝関係（家系図） 家族構成 申請者（医師）の住所、氏名、印影 同意者の住所、氏名、続柄、印影 審査委員の氏名、職名、印影	1号

注1 「非公開理由」欄：1号 = 条例第6条第1号該当

別表 3

公開請求の内容	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由
優生保護審査会の審議録や審査会に提出された文書（申請書、検診録など）一式。優生保護法第4条に基づく手術にかかる国費請求のための会計資料など一式。手術実態が分かる優生手術台帳のようなもの。	回議書：昭和43年8月13日起案「優生保護事務打合会議について」	滋賀県優生保護審査委員名簿 審査委員氏名：県職員以外の委員氏名 職名：県職員、大津検察庁以外の職名	1号

同上	回議書：昭和 44 年 3 月 8 日起案「昭和 43 年度優生手術費交付金追加減額変更申請書」	<p>「昭和 43 年度優生手術費交付金個人別支出明細書」 氏名、年齢、手術実施病院名、手術術式、</p> <p>「診療報酬請求明細書」 氏名、年生、傷病名、診察料、投薬料、注射料、処置及び手術、空白欄、保険医療機関の所在地及び名称、開設者氏名</p> <p>「請求書」 医療機関所在地、代表者氏名</p>	1 号
同上	回議書：昭和 44 年 5 月 9 日起案「昭和 43 年度優生手術費交付金事業実績報告書の提出について」	「昭和 43 年度優生手術費交付金個人別支出明細書」 氏名、年齢、手術実施病院名、手術術式	1 号
同上	回議書：昭和 44 年 12 月 8 日起案「審査を要件とする優生手術該当者の調査勧奨について」	<p>「優生手術審査対象者」 本籍地、住所、居住、氏名、生年月日、申請事由、家族の状況、申請医師、診断した医師 発病後の経過、遺伝関係、現在の症状、家系図 承諾者住所、氏名、続柄、摘要</p>	1 号
		<p>優生手術の実施について 被申請者名、指定予定手術実施医師名、実施病院</p> <p>優生手術適否決定書 申請医師名、手術実施病院、実施医師名 審査委員氏名(県職員以外の委員氏名、印影)</p>	1 号

同上	<p>回議書：昭和 45 年 1 月 19 日 起案「昭和 44 年度優生手術事業 遂行状況報告について」</p>	<p>「診療報酬請求明細書」 氏名、年生、傷病名、診 察料、投薬料、注射料、 処置及び手術、空白欄、 保険医療機関の所在地 及び名称、開設者氏名、 印影</p>	1 号
同上	<p>回議書:昭和 45 年 2 月 10 日「優 生保護法による優生手術の審 査について」</p>	<p>優生手術の審査について 申請者住所、病院名、氏 名 手術を受けるべき者の 氏名</p>	1 号
	同上	<p>滋賀県優生保護審査委員 名簿 審査委員氏名：県職員以 外の委員氏名 職名：県職員、大津検察 庁以外の職名 備考：電話番号</p>	1 号
	同上	<p>審査を要件とする優生手 術該当者調査書 氏名、年齢、住所、入院 通院区分、左の費用負担 区分、保護義務者氏名、 続柄、備考</p>	1 号

同上	同上	<p>優生手術申請書 本籍、氏名、住所、生年月日、現住所 申請理由、申請者(医師) 診療科目、住所、氏名、備考</p> <p>健康診断書 住所、氏名、年齢、発病後の経過、現在の症状 医師名、住所、遺伝調査書(氏名、年齢、続柄)</p> <p>承諾書(承諾者) 対象者氏名、保護義務者住所、氏名、続柄、印影</p> <p>申請医師 氏名、住所、備考欄(病院名)</p> <p>優生手術該当者調査書 本籍、住所、居住、氏名、生年月日 家族の状況(氏名、年齢、職業、続柄)、概要、聴取した相手の氏名、住所、本人又は家族との関係 発病後の経過、聴取した相手の氏名、住所、本人との関係 現在の症状、聴取した相手の氏名、住所、本人との関係 遺伝関係、家系図、聴取した相手、住所、本人との関係、申請に至った動機、備考、欄外</p> <p>優生手術審査対象者 本籍地、住所、居住、氏名、生年月日、申請事由、家族の状況、申請医師、診断した医師 発病後の経過、遺伝関係、現在の症状、申請に至った動機、家系図</p>	1号
----	----	---	----

同上	回議書：昭和 45 年 2 月 24 日 起案「優生手術の実施について」	伺い文の氏名 手術の審査について 申請者住所、病院名、氏名 手術を受けるべき者の 氏名	1 号
同上	回議書：昭和 45 年 3 月 210 日 起案「昭和 44 年度優生手術費 の執行について」	別紙 5 優生手術実施計 画書 支出予定 病院名、氏名	1 号
	同上	「請求書」 医療機関所在地、医療機 関名、代表者氏名、印影 「診療報酬請求明細書」 氏名、年生、傷病名、診 察料、投薬料、注射料、 処置及び手術、空白欄、 保険医療機関の所在地 及び名所、開設者氏名、 印影 「旅費請求書」 患者住所、患者氏名、付 添人住所、付添人氏名	1 号
同上	〇〇氏優生手術執行確認等	昭和 49 年 5 月 30 日以下の 内容及びカルテ抜粋内容	1 号
		優生手術の実施について 対象者氏名、指定医師勤務 先病院、医師の氏名、実施 病院所在地、名称	1 号

同上	同上	<p>優生手術申請書 本籍、氏名、住所、生年月日、現住所 申請理由、申請者(医師) 住所、氏名、備考</p> <p>健康診断書 住所、氏名、年齢、発病後の経過、現在の症状 医師名、住所、遺伝調査書(氏名、年齢、続柄)</p> <p>承諾書(承諾者) 対象者氏名、保護義務者住所、氏名、続柄、印影</p> <p>申請医師 氏名、住所、備考欄(病院名)</p> <p>優生手術該当者調査書 本籍、住所、居住、氏名、生年月日 家族の状況(氏名、年齢、職業、続柄)、概要、聴取した相手の氏名、住所、本人又は家族との関係 発病後の経過、聴取した相手の氏名、住所、本人との関係 現在の症状、聴取した相手の氏名、住所、本人との関係 遺伝関係、家系図、聴取した相手、住所、本人との関係、申請に至った動機</p>	1号
同上	同上	<p>審査を要件とする優生手術該当者調査 氏名、住所</p> <p>予備調査 氏名、年齢、住所、入院先、保護義務者名、続柄、費用負担区分</p>	1号

注1 「非公開理由」欄：1号 = 条例第6条第1号該当

注2 公開しない部分を含むもののみ記載

別表 1

注 頁は、審議用に提出された対象公文書写しの通し頁を示す。

番号	頁	文書の名称・内容等	情報の記載箇所	公開すべき部分
1	31	滋賀県優生保護審査委員名簿	「審査委員氏名」欄	審査委員氏名
2			「職名」欄	職名
3	55	昭和43年度優生手術費交付金個人別支出明細書	「年令」欄	年齢
4			「手術実施病院名」欄	手術実施病院名
5			「手術術式」欄	手術術式
6	69	昭和44年3月分診療報酬請求明細書	「生年月日」欄	全部
7			「注射料」欄	全部（当該欄の右側の空欄部分に記載があるものも含む。）
8			「処置料」欄	全部（当該欄の右側の空欄部分に記載があるものも含む。）
9			「手術料」欄	全部（当該欄の右側の空欄部分に記載があるものも含む。）
10			「保険医療機関の所在地及び名称」の部分	全部
11		「開設者氏名」欄	全部	
12		請求書		全部
13	70	昭和44年3月分診療報酬請求明細書	欄外	担当科名
14			「生年月日」欄	全部
15			「傷病名」欄	全部
16			「投薬」欄	全部
17			「注射」欄	全部
18			「処置及び手術」欄	全部
19			明細書右側の空欄部分	全部
20			「保険医療機関の所在地及び名称」の部分	保険医療機関の所在地及び名称
21		「開設者氏名」欄	代表者氏名	
22		請求書		印影以外の部分
23	93	昭和43年度優生手術費交付金個人別支出明細書	「年令」欄	年齢
24			「手術実施病院名」欄	手術実施病院名
25			「手術術式」欄	手術術式
26	99	昭和43年度優生手術費交付金個人別支出明細書	「年令」欄	年齢
27			「手術実施病院名」欄	手術実施病院名
28			「手術術式」欄	手術術式
29	118	審査を要件とする優生手術該当者の調査勧奨について（昭和44年12月8日）	「案の2」	宛先に記載の病院名
30	126	審査を要件とする優生手術該当者の申請について（依頼）（昭和44年12月13日）		宛先に記載の病院名
31	127	審査を要件とする優生手術該当者の申請について（依頼）（昭和44年12月13日）		宛先に記載の病院名

32	139	優生手術審査対象者	「優生手術を受くべき者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分
33			「申請事由」欄	全部
34			「申請医師」欄	全部
35			「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「発病後の経過」欄	4行目の左から11および12字目以外の部分
36			「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「遺伝関係」欄	2行目の左から15および16字目ならびに21～24字目ならびに3行目の左から1～7字目以外の部分
37			「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「現在の症状」欄	2行目の左から5～10字目ならびに17および18字目以外の部分
38	140	対象者、承諾者、申請医師等の一覧表	「対象者」欄のうち「年齢」欄	年齢
39			「承諾者」欄のうち「続柄」欄	続柄
40			「被申請者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分
41			「保護（扶養）義務者」欄のうち「続柄」欄	続柄
42			「指定予定手術実施医師」	全部
43	141	優生手術適否決定書		病院名、手術実施医師氏名および審査委員氏名
44	142	優生手術審査対象者	「優生手術を受くべき者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分
45			「申請事由」欄	全部
46			「申請医師」欄	全部
47			「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「発病後の経過」欄	2行目の左から5～8字目および17～20字目ならびに4行目の左から9～12字目以外の部分
48			「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「遺伝関係」欄	・文章の部分 ・家系図の線の部分
49			「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「現在の症状」欄	1行目の左から1～4字目以外の部分
50		「摘要」欄	1行目の左から5～9字目、2行目の左から1～4字目および10～16字目ならびに3行目の左から1～4字目および10～12字目以外の部分	
51	143	優生手術適否決定書		病院名、手術実施医師氏名および審査委員氏名
52	150	請求書		欄外記載部分以外の部分
53	151	昭和44年3月分診療報酬請求明細書	欄外	担当科名
54			「生年月日」欄	全部
55			「傷病名」欄	全部
56			「投薬」欄	全部
57			明細書右側の空欄部分	全部
58			「保険医療機関の所在地及び名称」の部分	全部
59			「開設者氏名」欄	全部

60	152	昭和45年3月分診療報酬請求明細書	「生年月日」欄	全部
61			「傷病名」欄	全部
62			「投薬」欄	全部
63			「注射」欄	全部
64			「検査」欄	全部
65			「処置及び手術」欄	全部
66			明細書右側の空欄部分	下から1行目以外の部分
67			「保険医療機関の所在地及び名称」の部分	全部
68		「開設者氏名」欄	全部	
69	154	優生保護法による優生手術の審査について（昭和45年2月10日）		2行目の左から9～12字目以外の部分
70	155		「案」	医師名および手術を受けるべき者の氏名以外の部分
71	156	滋賀県優生保護審査会委員名簿	「審査委員氏名」欄	審査委員氏名
72			「職名」欄	職名
73			「住所」欄	名簿の項目名の行を除いて、5行目
74			「備考」欄	名簿の項目名の行を除いて、4行目
75			名簿以下の部分	全部
76	158	審査を要件とする優生手術該当者調査書	「調査勧奨した者」欄のうち「年令」欄	年齢
77			「調査勧奨した者」欄のうち「入院、通院等の区分」欄	入院、通院等の区分および病院名
78			「調査勧奨した者」欄のうち「左の費用負担区分」欄	全部
79			「保護義務者」欄のうち「続柄」欄	続柄
80			「備考」欄	「備考」の行から6行目の左から7および8字目以外の部分
81	健康診断書		「優生手術を受くべき者の住所、氏名、年令および性別」欄	年齢
82			「発病後の経過」欄	全部
83			「現在の症状」欄	全部
84			診断書の署名部分	医師の氏名および印影以外の部分
85	159	遺伝調査書	「優生手術を受くべき者」欄のうち「年令」欄	年齢
86			「本人の血族中遺伝病にかかった者」欄のうち「年令」欄	全部
87			「本人の血族中遺伝病にかかった者」欄のうち「続柄」欄	続柄
88			「本人の血族中遺伝病にかかった者」欄のうち「病名」欄	病名
89			「本人の血族中遺伝病にかかった者」欄のうち「備考」欄	全部
90			調査書の署名部分	医師の氏名および印影以外の部分
91	優生手術申請書		「優生手術を受くべき者」欄	生年月日のうち「生年」の部分
92			「申請理由」欄	全部
93			「申請者（医師）」欄のうち「住所」欄	全部
94			「付記」欄	全部
95	160	承諾書	「本人との関係（続柄）」記載部分	全部
96	161	承諾書	「本人との関係（続柄）」記載部分	全部

97	162	優生手術該当者調査書	「優生手術該当者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分および年齢
98			「家庭の状況（家族構成等）」欄のうち「年令」欄	年齢
99			「家庭の状況（家族構成等）」欄のうち「職業」欄	全部
100			「家庭の状況（家族構成等）」欄のうち「該当者との続柄」欄	続柄
101			「家庭の状況（家族構成等）」欄のうち「摘要」欄	3行目の左から1～7字目、4行目および5行目以外の部分
102			「家庭の状況（家族構成等）」欄のうち「概要」欄	1行目の左から2～5字目、7～16字目、21～24字目および43～45字目、2行目の左から1～12字目および22～29字目ならびに4行目の左から15および16字目ならびに18～25字目以外の部分
103			「家庭の状況（家族構成等）」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との関係」欄	全部
104			「発病後の経過」欄	2行目の右から10および11字目以外の部分
105			「発病後の経過」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との関係」欄	全部
106			「現在の症状」欄	全部
107			「現在の症状」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との関係」欄	全部
108			「遺伝関係」欄	・文章の部分のうち、2行目の右から5および6字目、3行目の左から1～11字目ならびに4行目の左から2～4字目以外の部分 ・家系図の線の部分
109			「遺伝関係」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との関係」欄	全部
110			「申請に至った動機」欄	全部
111	「備考」欄	1行目の左から6～10字目以外の部分		
112	調査書下の欄外	左から1～6字目および14～17字目以外の部分		
113	166	優生手術審査対象者	「優生手術を受くべき者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分
114			「申請事由」欄	全部
115			「申請医師」欄	全部
116			「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「発病後の経過」欄	4行目の左から7および8字目以外の部分
117	「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「遺伝関係」欄	2行目の左から13および14字目ならびに19～26字目ならびに3行目の左から1～3字目以外の部分		
118	「健康診断および遺伝関係等」欄のうち、「現在の症状」欄	3行目の左から6～11字目ならびに18および19字目以外の部分		
119	167	対象者、承諾者、申請医師等の一覧表	「対象者」欄のうち「年令」欄	年齢
120			「承諾者」欄のうち「続柄」欄	続柄
121			「被申請者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分
122			「保護（扶養）義務者」欄のうち「続柄」欄	続柄
123			「指定予定手術実施医師」	全部
124	168	優生手術適否決定書		病院名、手術実施医師氏名および審査委員氏名

125	177	優生手術の実施について（昭和45年2月24日）	「案の6」	指定医師氏名および実施病院名
126	187	昭和44年度優生手術費の執行について（昭和45年3月10日）	欄外「支出予定」	1行目の左から1～7字目および2行目の左から1～6字目
127	191	請求書		医療機関所在地、医療機関名および代表者氏名
128	192	昭和45年3月分診療報酬請求明細書	「生年月日」欄	全部
129			「傷病名」欄	全部
130			「投薬」欄	全部
131			「処置及び手術」欄	全部
132			明細書右側の空欄部分	全部
133			欄外	印影以外の部分
134	194	旅費請求書	「患者旅費」の表のうち「車馬賃」欄の「区間」欄	・旅行年月日「45.3.11」の行における記述のうち1行目の左から1および2字目以外の部分 ・旅行年月日「45.3.20」の行における記述
135			「付添人旅費」の表のうち「車馬賃」欄の「区間」欄	旅行年月日「45.3.11」の行における記述のうち1行目の左から1および2字目以外の部分
136	195	〇〇〇〇氏優生手術施行確認		手術対象者氏名以外の部分
137	196			全部
138	197	優生手術の実施について（昭和40年10月13日）		指定医師の勤務先および氏名ならびに実施病院の所在地および名称
139	198	健康診断書	「優生手術を受くべき者の住所・氏名・年令および性別」欄	年齢
140			「発病後の経過」欄	上から15～17字目以外の部分
141			「現在の症状」欄	全部
142		遺伝調査書	「優生手術を受くべき者」欄のうち「年令」欄	年齢
143			「本人の血族中遺伝病にかかった者」欄のうち「年令」欄	年齢
144			「本人の血族中遺伝病にかかった者」欄のうち「続柄」欄	続柄
145			「本人の血族中遺伝病にかかった者」欄のうち「病名」欄	病名
146		「本人の血族中遺伝病にかかった者」欄のうち「備考」欄	右から2行目の上から3および4字目以外の部分	
147		優生手術申請書	「優生手術を受くべき者」欄	生年月日のうち「生年」の部分
148			「申請理由」	全部
149	「申請者（医師）」欄のうち「住所」欄		全部	
150	199	承諾書	「本人との関係（続柄）」記載部分	続柄

151	200	優生手術該当者調査書	「優生手術該当者」欄のうち「生年月日」欄	生年月日のうち「生年」の部分および年齢
152			「家庭の状況（家族構成等）」欄のうち「年令」欄	年齢
153			「家庭の状況（家族構成等）」欄のうち「職業」欄	左側の上から3人目および4人目の職業ならびに右側の上から1人目の職業以外の部分
154			「家庭の状況（家族構成等）」欄のうち「該当者との続柄」欄	続柄
155			「家庭の状況（家族構成等）」欄のうち「摘要」欄	全部
156			「家庭の状況（家族構成等）」欄のうち「概要」欄	1行目の左から4および5字目ならびに2行目の左から7～10字目および17～23字目以外の部分
157			「家庭の状況（家族構成等）」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との関係」欄	続柄
158			「発病後の経過」欄	1行目の左から5～12字目および23～29字目、2行目の左から16～18字ならびに31および32字目、3行目の左から30～36字目ならびに4行目の左から9および10字目以外の部分
159			「発病後の経過」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との関係」欄	続柄
160			「現在の症状」欄	全部
161			「現在の症状」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との関係」欄	続柄
162			「遺伝関係」欄	・文章の部分のうち1行目の左から2～4字目、7～11字目ならびに14および15字目、2行目の左から1～3字目および13～24字目ならびに3行目の左から7～9字目および14～16字目以外の部分 ・家系図の線の部分
163			「遺伝関係」欄のうち「本人（優生手術該当者）又は家族との関係」欄	続柄
164			「申請に至った動機」欄	全部
165			「備考」欄	全部
166	204	予備調査	「調査勧奨を必要とする者」欄のうち「年令」欄	年齢
167			「調査勧奨を必要とする者」欄のうち「病名」欄	病名
168			「保護義務者」欄のうち「続柄」欄	続柄
169			「費用負担区分」欄	全部
170			「備考」欄	全部